

広島県告示第百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によって、令和三年広島県告示第百三十八号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

大竹市御幸町二二三〇番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の除去